

# 参議院埼玉県選出議員補欠選挙が実施されます

★選挙管理委員会 ☎25-1187

参議院埼玉県選出議員補欠選挙が、10月10日(木)告示、10月27日(日)投開票の日程で行われます。  
この選挙は、国政上重要な役割を果たす参議院議員を選ぶ大事な選挙です。みなさんと投票しましょう。

告示日 **10月10日**(木)

## 投票

日時 10月27日(日) 午前7時～午後8時  
場所 各投票所

## 開票

日時 10月27日(日) 午後9時～  
場所 本庄総合公園体育館(シルクドーム)

### ▶投票できる方

- 満18歳以上で本庄市の選挙人名簿に登録されている方  
(平成13年10月28日までに生まれた方で、令和元年7月9日までに本庄市に住居登録され、引き続き3か月以上市内に住んでいる日本国民の方)

### ▶投票所入場券

世帯ごとに葉書で郵送します。葉書には、4人分が印刷されていますので、各自切り離してお持ちください。なお、同一世帯5人目からは別葉となっています。  
※入場券を紛失した場合でも投票はできます。投票所係員へお申し出ください。

### ▶期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票所に行けない場合は、期日前投票の制度が利用できます。期日前の投票所などは表のとおりです。

期日前投票所	期間	時間
市役所1階 市民ホール	10月11日(金) ～10月26日(土)	午前8時30分 ～午後8時
児玉総合支所 エントランス ホール	10月20日(日) ～10月26日(土)	

※投票所入場券の裏面が期日前投票宣誓書になっています。事前に必要事項を記入のうえ、期日前投票所にお持ちいただくと、受付が早く済みます。

### ▶選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を、告示日以後、新聞折込で配布します。  
市役所や総合支所、各公民館などにも用意しますのでご利用ください。郵送を希望する方は、選挙管理委員会までご連絡ください。また、選挙公報は埼玉県ホームページでも見ることができます。

候補者情報等は  
県ホームページで



### ▶開票速報

開票速報は、午後10時から開票が確定するまで30分ごとに行います。シルクドームに掲示するとともに、市ホームページへの掲載も行いますのでご利用ください。

選挙の詳細は  
市ホームページで



11月5日

# 証明書のコンビニ交付サービスを開始します

～マイナンバーカードはお持ちですか～

★市民課 ☎25-1246

住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で取得できるサービスを11月5日から開始します。市役所が開庁していない土日や夜間でも住民票などの証明書が取得できます。サービスのご利用には、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。



### ■ご利用可能店舗■

マルチコピー機の設置してあるセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンなど

### ■ご利用可能時間■

午前6時30分から午後11時まで

(12月29日から1月3日、メンテナンス日を除く)

※ただし、戸籍証明書および戸籍の附票の写しに関しては平日午前9時から午後5時まで。

### 取得できる証明書

証明書の種類	手数料	取得できる証明書等
住民票の写し	150円	本市に住居登録のある本人分のみ ※住民票コードは記載できません。
印鑑登録証明書	150円	本市に印鑑登録されている本人分のみ
戸籍証明書 (全部事項証明書、 個人事項証明書)	450円	本市に本籍がある本人及び同一戸籍の方の証明書。ただし、除籍と改製原戸籍、除附票については取得できません
戸籍の附票の写し (附票全部事項証明、 附票個人証明)	150円	※本市に住居登録がない方は事前登録が必要。
所得・課税証明書	150円	必要とする年度の賦課期日(その年の1月1日)及び証明書取得時点において本市に住居登録がある本人分のみ。未申告の場合は発行できません ※最新年度及びその前年度分のみ発行。
納税証明書	150円	証明書取得時点において本市に住居登録のある本人分のみ ※軽自動車税(車検用)及び法人市民税の納税証明書は発行できません。 ※最新年度及びその前年度分のみ発行。

### ▼注意事項▼

- コンビニ等で取得した証明書は、返品や交換はできません。
- コンビニ交付を利用するには、利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)の入力が必要です。
- 暗証番号の入力を3回間違えるとロックがかかります。その場合は、市民課又は支所市民福祉課へお越しください。
- 戸籍届出や市民税・県民税額の更正等がある場合、異動情報が反映されるまで一部証明書が取得できない場合があります。
- 納税証明書は、市税を金融機関等で納付後、納付情報が反映されるまでに日数がかかるため、納付後すぐに必要な方は領収書を持って課税課または支所市民福祉課へお越しください。

コンビニ交付サービスの利用は  
マイナンバーカードが必要です



## マイナンバーカードを作りませんか

### 《申請手続》

マイナンバーカードの交付申請は、郵便、パソコン(\*1)、スマートフォン、証明写真機(\*2)で申請ができます。

平成27年度に発送された通知カードと一緒に同封されていた「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」(交付申請書)を手元に用意してから手続きを開始してください。

詳しい申請方法については、下記の「マイナンバーカード公式サイト」をご覧ください。

マイナンバーカード公式サイト  
<http://www.kojinbango-card.go.jp>



(\*1) 交付申請書に記載されている申請書ID(半角数字23桁)の入力が必要です。

(\*2) マイナンバーカードの直接申請に対応していない証明写真機もありますのでご注意ください。  
※交付申請書を紛失した場合や交付申請書に印字されている内容(氏名、住所など)に変更があった場合は、再発行の手続きが必要になります。

### 《受取方法》

- マイナンバーカードは申請後、およそ1か月後に市役所に納品されます。
- カードをお渡しする準備ができ次第受け取り案内通知書を発送します。
- 通知が届いたら必要書類をもって本人が市役所に受け取りに来てください。